

市民がつくる環境都市こまき

こまき環境広報

編集:こまき環境市民会議

小牧市は環境都市宣言のまち

ふんを放置する飼い主 見つけたらお知らせください

ふんの放置。犯罪だと知りながら放置する飼い主が後を絶ちません。

人口が減るかたわらペットは増えています。このままでは、まちは汚れるばかりです。ふんの放置は、環境都市の市民として誠にはずかしい、非常識極まりない行為です。マナーの問題ではなく、子どもにも示しがつかないモラル(道徳心)の問題です。**みんなで気をつけましょう。**

連絡先

小牧市役所 廃棄物対策課

76-1147

ペットのふんに関する法律と小牧市の条例

〔法 律〕廃棄物処理法

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則:5年以下の懲役または1000万円以下の罰金。

解説:ポイ捨てにも、ペットのふんにも適用される場合もあります。違反すると警察が本人を取り調べることがあります。

〔小牧市条例〕小牧市快適で清潔なまちづくり条例

第7条 ふんの放置及び投棄の禁止

飼養し、保管する動物がしたふんを公共の場所等に放置、投棄してはいけません。

罰則:2万円以下の罰金

解説:公共の場所等とは、道路、公園はもとより、他人の土地も含みます。埋めてもいけ

ません。自分の土地以外は全て持ち帰って始末しなければいけません。



子どもたちも心を痛めている